

三春町告示第62号

令和元年6月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年5月23日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 令和元年5月31日（金）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

令和元年5月31日三春町議会6月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 陰山 丈夫
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第62号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第63号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第64号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第69号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

議案第70号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第71号 令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和元年5月31日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 陰 山 丈 夫
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 佐久間 孝夫 書記 影山 寛子

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	影 山 明 男	企 画 政 策 課 長	宮 本 久 功
税 務 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	永 山 晋
建 設 課 長	新 野 恭 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

農 業 委 員 会 会 長	松 崎 正 夫
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和元年5月31日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明

- 第6 議案の質疑
- 第7 議案の委員会付託
- 第8 報告事項

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

○議長 おはようございます。開会に先立ち、脱衣を許します。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、令和元年三春町議会6月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番松村妙子君、5番山崎ふじ子君のご
両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月7日までの8日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませ
んか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月7日までの8日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願
います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。

出納検査の結果について、監査委員より、平成30年度第12回、平成31年度第1回、令和元
年度第2回の出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承
願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました、議案第62号「専決処分につき議会の承認を
求めることについて」から、議案第71号「令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算(第
1号)について」までの10議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長。

○町長 6月定例会が開会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

平成から令和に元号が変わり、新しい時代がスタートしました。元号が変わることで、急
激に何かが変わるということではありませんが、令和の時代を良い時代にしたいという思い
をもった方は多かったのではないのでしょうか。私自身も、人口減少・少子高齢化の厳しい状
況のなかで、後世に三春町を継承していかなければならないという思いを新たにしたところ

であります。

次に新しい年度がはじまり、既に2カ月が経過したところでありますが、現在の主な事業の取組み状況についてご説明申し上げます。

まず、三春の春を代表する滝桜の今年の観光対策についてですが、今年の観光客数は約19万人となり、前年に比べ、約4万6千人の増加となりました。開花当初は雪が降るなどの肌寒い日もありましたが、概ね天候にも恵まれ、多くの皆様に滝桜を楽しんでいただけたものと考えております。

次に、今年度の最重点事業である「役場庁舎新築工事」についてですが、現在、来年12月の完成に向けて事務を進めております。防災拠点としての整備目的なども踏まえ、一日も早く新しい役場庁舎が完成するよう、今後も取組みを進めて参ります。

次に、今年度の4月から第1保育所に続き、第2保育所の管理運営を星総合病院にお願いし、今回提案しました補正予算では、第2保育所の増改築に係る予算を計上させていただいております。人口減少・少子高齢化のなかで、子育て環境の整備・充実は重要な施策と考えており、引き続き、様々な子育て施策の課題を整理しながら、取組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災から8年が経過し、町内に設けられていた仮設住宅の入居者の方々が、3月末をもって退去されました。仮設住宅に入居されていた方々の生活基盤が確立され、復興が進むことを願うところであります。また、町内の仮設住宅の全てが撤去されることになり、震災前の状況が取り戻され、町としての復興・復旧も進むものと考えております。

令和という新しい時代のスタートにあたり、人口減少・少子高齢化の厳しい状況のなか、後世に三春町を継承していくという考えのもと、今後も様々な取組みを進めてまいりますので、あらためて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、今定例会に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」の議案が2件、「三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について」など条例に関する議案が4件、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」の議案が1件、補正予算が3件で、計10議案であります。補正予算につきましては、当初予算後に進展した事業などで、早急に措置すべき経費と、財源の確定があった事業を整理したものが主なものであります。報告事項は、予算の繰越明許費の繰越し2件、繰越し2件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第62号から議案第71号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第62号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第63号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第64号「三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第65号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第66号「三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第67号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第68号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第69号「令和元年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第70号「令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第71号「令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

..... 議案の委員会付託

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第62号から議案第71号までは、お手元にお配りいたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託並びに全体審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託並びに全体審査とすることに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

..... 報告事項

○議長 日程第8、報告事項について。

報告第1号「平成30年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて」

報告第2号「平成30年度三春町放射性物質対策特別会計予算繰越明許費の繰越しについて」

報告第3号「平成30年度三春町下水道事業等会計予算の繰越しについて」

報告第4号「平成30年度三春町宅地造成事業会計予算の繰越しについて」

町長より報告がありました。このことについては、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

..... 散会宣言

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

(散会 午前10時13分)

令和元年6月1日(土曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 新田 信二 | 2番 本 田 忠 良 | 3番 陰 山 丈 夫 |
| 4番 松 村 妙 子 | 5番 山 崎 ふじ子 | 6番 鈴 木 利 一 |
| 7番 佐 藤 一 八 | 8番 渡 辺 正 久 | 9番 三 瓶 文 博 |
| 10番 佐久間 正 俊 | 11番 小 林 鶴 夫 | 12番 橋 本 善 次 |
| 13番 影 山 常 光 | 14番 日下部 三 枝 | 15番 影 山 初 吉 |
| 16番 佐 藤 弘 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長	佐久間 孝夫	書記	久保田 浩
-------	--------	----	-------

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	影 山 明 男	企 画 政 策 課 長	宮 本 久 功
税 務 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	永 山 晋
建 設 課 長	新 野 恭 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

農 業 委 員 会 会 長	松 崎 正 夫
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和元年6月1日(土曜日) 午前9時59分開会
第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前9時59分)

..... 開 会 宣 言

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆さんへ申し上げます。

三春町議会では、開かれた議会の一環として、6月の定例会の一般質問については、土曜日、あるいは日曜日の開催といたしておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、省エネ対策として、5月から10月までクールビズを実施いたしております。ノーネクタイでの本会議といたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただくよう、お願いいたします。

今定例会から、会議の様子を録音・撮影される場合の許可が必要なくなりました。会議の進行の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

本日は、7名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

それでは、脱衣を許します。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 ただいまから、本日の会議を開きます。日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告をしておきました2点についてお尋ねいたします。

まず、第1問、三春町指定の天然記念物についてお尋ねいたします。

1、何年に指定され、何本あり、その所在はどこか。

2、どのような経緯で指定となったのか。

3、天然記念物となったことにより、保存に対して援助が得られるのか。また、どのような管理の義務があるのか。

4、天然記念物の説明書き表示が2カ所にあったが、木のそばでないため、木がわかりにくい状況である。説明書きをそばに設置し、町の観光に役立ててはどうか。

以上、4点について伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長 第1の質問にお答えします。

1点目ですが、三春町には、町指定の天然記念物の樹木が6件6本あります。平成10年5月に6件、平成11年8月に1件を指定しましたが、そのうちの「真照寺のイチイ」は、平成17年1月の大雪で根元から折れて失われたため、指定を解除いたしました。

現存する指定樹木は、字馬場地内の「三春大神宮のモミ」、字中町地内の「愛宕神社のイヌシデ」「愛宕神社のケヤキ」、大字貝山宇宮ノ下地内の「白山比咩神社のブナ」、大字南成田宇大桜地内の「南成田の大桜」、桜ヶ丘三丁目地内の「八十内公園のかもん桜」の6件6本となっています。

2点目ですが、町指定天然記念物の樹木は、当町に生育する樹木の中で、その樹種の木として最大級と認識された樹木を、教育委員会が文化財の候補とします。そして、文化財に指定すべきかどうかを、町文化財保護審議会に諮問し、審議会から指定すべきとの答申を受けた候補を、教育委員会が指定しています。指定に際しては、事前に所有者あるいは管理者に対して説明をし、承諾を得たものについて指定し、所有者等に指定書を交付しています。

3点目ですが、教育委員会は、文化財の所有者に対して、その管理に関して必要な指示をすることができます。そして、所有者等は、その指示や町文化財保護条例に従い、文化財を管理することとなっています。また、教育委員会は文化財の所有者に対して、その管理、修理、公開、その他その保存に要する経費の一部を、予算の範囲内において補助することができます。具体的には、三春町指定文化財補助金交付要綱により、文化財の修理等の事業に対し、事業に要する経費の100分の30以内の額を補助できることとなっています。

4点目ですが、現在、教育委員会では、文化財1点ずつの名称等を表記した標柱と、各文化財あるいは寺や神社ごとに、歴史や文化を説明する案内板の2種を設置しております。標柱については、できる限り文化財の近くに設置するよう心がけておりますが、地形や文化財への影響も考慮し、やや離れた位置となる場合もあります。また、複数の文化財等を説明する案内板は、施設の入り口付近に設置しております。

現在、標柱や案内板が設置されていない文化財もありますので、所有者の同意を得た上で、毎年数件ずつ設置して、文化財保護や観光案内に生かしていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 6本の樹木全て見て歩きましたが、いずれもすばらしい古木であり、厳かな気持ちとともに、いにしへの時の流れを感じて参りました。

これらの樹木は、町の大切な財産であります。5年に一度や10年に一度とかの期間を決めて樹木医による定期検診を受ける必要があるかと思えます。また、管理義務と言われましてもどのように手入れをしたらよいのか、樹木によっても異なるわけで、専門家の指導がなければわからないと思えます。枯れてしまっただけでは終わりですから、定期検診とともに樹木の樹勢維持、保存に対して町が計画的に手入れや管理指導に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

町としましても、大切な文化財を保存するために、樹木のみにとどまらず全ての文化財について巡回指導等を行っていききたいというふうに考えております。特に、ご指摘の天然記念物につきましては、樹木医の診断と専門家の診断を受け、適切な保存を努めていききたいというふうに考えています。

また、町としましても、それら専門家の指導に対しまして、それを所有者あるいは管理者のほうにお伝えし、それに伴って適切に管理されるように町のほうで努めていくようにしたいと思えます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 管理者や氏子の皆様のお考えもあるかとは思いますが、滝桜をはじめとして町にある7本の天然記念物をめぐっていただくスタンプラリーを行い、三春の里

でこまりんグッズや愛姫グッズなどの景品を差し上げて、通年観光に生かせる施策もできるかと思います。いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 今ほどおただしにありました、比較的郊外に位置する巨木、名木につきましても、町にとっては貴重な観光資源であると、そのように認識しております。

現在、町内においては県、町、そして三春まちづくり公社等によってさまざまなスタンプラリー等を実施しております。これらの主な目的は、観光で三春町を訪れた方々の町なか散策を促すとともに、中心市街地の回遊性を図ってにぎわい創出に寄与しようとするものなのですが、今後につきましては、郊外エリアのスタンプラリーポイントとしての活用する手法も含め、全町的な視点での観光振興に対する取組みについても考えていきたいと、かように思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） 南成田の大桜について再質問いたします。

所有者の方のお話によりますと、樹齢600年から700年近くであり、暴風雨によって幹が半分近く割れてしまったり、落雷や雪や風により枝折れを繰り返し、現在の姿となったそうです。この大桜は、ご存じのように地名となっております。滝の滝桜と同じように歴史があることがわかりいただけると思います。

ことしの開花のときに拝見いたしました。ツタが何本も張っており、幹はコケがびっしりとはびこり、真ん中のくぼみから宿り木が生えておりました。また、ことし4月初めの雪で枝が何本か折れてしまいました。素人目にも木は痛々しく見えておりましたが、花を見事に咲かせておりました。大玉村の馬場桜の二の舞にならないよう早急に樹勢回復の手だてが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長 ただいまの質問にお答えいたします。

南成田の大桜につきましては、町の天然記念物としての桜はここと八十内公園のかもん桜の2件のみということになっております。

今、議員おただしのように、大変状況が悪いということは我々担当としても承知しております。早急に樹木医の診断等を受け、保存のための必要な措置を検討し、所有者と協議をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） この大桜は、桜の里、三春の滝桜につぐ歴史ある財産であると思います。樹勢を回復させることによりさらに多くの皆様に足を運んでいただける桜となります。所有者の方からは、ご高齢となり、下草刈りや竹の伐採などができなくなってきており、長く後世に残していただけるならば町に譲渡をしてもよいとお考えをお聞きいたしました。大桜地区の方々も保存会をつくり、保存に協力していこうというお話が出ています。

町としてどのような形でこの大桜を保存していくのか検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

大桜につきましては、町指定天然記念物の中では唯一の個人所有の物となっております。個人の方が、特にご高齢ということですのでけれども、この桜を維持していくのが大変困難な状況にあるということも、我々も承知をしております。

所有者の方から町へ寄附等の申し出があった場合には、所有者の方と協議をして対応を検討したいと考えておりますし、所有者の方がそのようなお申し出がない場合であっても、町で可能な限り保存に対しての支援を行っていきたいというふうに考えております。

また、地元の方々が大桜を保存するための組織を立ち上げられるということがございましたら、町としても文化財保護の上で大変ありがたいというふうに感じております。

町としては、所有者の方、それから地元の方々と協力し、この大切な文化財を保存していく、保護していくために努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 第2の質問をいたします。

三春町の子育て支援及び保育行政についてお尋ねいたします。

1、ことし10月より改正子ども・子育て支援法により、認可保育所・幼稚園・認定こども園の利用料が無償化となるが、我が町では何人が対象となるのか。

2、無認可保育園など、対象から外れる児童は何人か。

3、対象から外れる児童に対し、救済措置を検討しているのか。

4、現在の待機児童は何人か。

5、第2保育所の増改築は、どのような内容か。また、指定管理制度をとった理由は何か。

6、ファミリーサポートセンター事業とは、どのようなものか。

7、まかせて会員が少ないと聞いているが、増やす努力が必要ではないか。

以上、7点について伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。

まず初めに、幼児教育の無償化についてであります。幼児教育における費用負担の軽減を図り、少子化対策を推進するため、子ども・子育て支援法が改正され、ことし10月から実施されるものです。

幼児教育無償化の対象となるのは、幼稚園・保育所などを利用する3歳以上のお子さんと住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までのお子さんです。

三春町において対象となる子供の人数は、現時点で351名と見込んでおります。

現在、認可外保育施設である北保育所に通うお子さんは30名おりますが、認可外施設であっても県への届け出をし、指導監督基準を満たしている施設であり、無償化の対象となっております。

また、町内には存在しませんが、指導監督基準を満たしていない認可外の保育施設であっても、今後5年間の経過措置が設けられており、既に国において救済的な措置が講じられているものと認識をしております。

4点目の待機児童についてであります。5月1日時点で5名となっております。

昨年度、三春町においても待機児童が発生し、今後ますますゼロ歳から2歳までの低年齢のお子さんの保育需要が高まると見込まれることから、今年度、第2保育所の増築工事を実施するものであります。

工事概要につきましては、保育室を新たに2部屋増築し、受け入れ定員を現在の96名から115名に増員いたします。

また、増員に伴い手狭となる調理室を新設するとともに、幼児用トイレなどの増設も行い、今年度内の完成を予定しております。

次に第2保育所の指定管理者制度への移行についてですが、待機児童対策は、待機児童を受け入れる施設の整備とあわせて、保育現場で働く保育士の確保が必要となりますが、昨今の全国的な保育士不足の問題から、新たな保育士確保が困難な状況にあり、保育サービスの質を維持するために、ことし4月より指定管理者制度を導入いたしました。

6点目の質問についてですが、ファミリーサポートセンター事業とは、地域で住民同士が子育てを支え合う相互援助活動で、通称ファミサポと呼ばれております。子育てを手助けしてほしい「お願い会員」と、手助けをしたい「まかせて会員」とがそれぞれに会員登録し、コーディネーターという調整役が会員相互をつなぎ、1時間600円の有償で、送迎や一時預かりなどの援助活動を行うものです。

三春町においては、平成18年に民設民営による団体「みはるファミリーサポートセンター」が設立され、現在も活動いただいております。

ファミリーサポートセンター事業は、国の制度だけでは対応し切れない多様な育児ニーズに対処できる重要な事業であり、町としましても、これまでにサポートセンター運営に対する助成や、「お願い会員」が「まかせて会員」へ支払う利用料の半額助成などを通して活動を支援してきたところです。

しかしながら、現在「まかせて会員」の確保が困難な状況にあり、現在、実際にボランティア活動に従事する「まかせて会員」さんは、2名という状況にあります。

町としましても、ファミリーサポートセンター事業が子育て世代にとって、今後ますます必要となるサービスであると認識しており、「まかせて会員」の確保に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） 改正子ども・子育て支援法について再質問いたします。

我が町のお子さんについては、ほぼこの制度が受けられるようですが、内容としては、給食費やおやつ代とかが負担になるなど、さまざまなケースとなるようです。

保護者の皆様に説明会などを設けることはできないのか、伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。

この無償化制度ができましたのは、ことし5月10日に国会において可決成立されました。昨日、国のほうから各都道府県、政令指定都市の担当者宛ての説明会があったようでございます。今後、この無償化制度についての詳しい内容の説明が県より説明がある予定でございますので、そちらの説明が終わりまして、町としましても制度の詳しい内容を整理をした上で、町内の全ての幼稚園と保育所、それに認定こども園などを対象に保護者説明会を開催をし、制度の内容を詳しく説明して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 保育行政について再質問いたします。

現在のところ、ゼロ歳児から受け入れ可能な公的保育所は第2保育所1カ所のみで、第2保育所の11名であります。増改築後は15名となります。そのほか、私立の三春幼保園、エルキッズ保育三春と合わせますと、ゼロ歳児の町での受け入れは22人となります。平成29年に生まれたお子さん109人、平成30年83人ですが、4人に1人しか入れない状況であります。

特に、人口の多い岩江地区についてですが、1,500世帯の方、4,500人近くの方が住んでいらっしゃいます。三春の人口の4分の1となります。郡山への通勤が多い地域であります。第2保育所にお子さんを預けて郡山に通勤するということはかなり困難な状況となります。よって、岩江地区にゼロ歳からの受け入れのできる認定こども園が早急に必要ではないかと思っております。現在の岩江幼稚園は手狭で増改築では対応できないとのこと、新しくつくる必要があれば、その検討に速やかに踏み出すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。

ことしの2月に子育て世代を対象にニーズ調査を実施をいたしましたところ、岩江地区にゼロ歳から預けられる保育施設が整備してほしいという意見が多数寄せられております。住民記録も見ましても、先ほど人口の4分の1は岩江地区というふうなことで、ゼロ歳から5歳までのお子さんの数がやはり岩江地区が一番多くて、町全体の約35%を占めるというような状況になってございます。

このような状況から考えますと、議員さんがおっしゃるとおり、岩江地区の子育て支援施設を今以上にやはり充実していく必要があるのかなというふうに感じております。

町としましても、今後、岩江地区の、この子育て支援施設の整備構想、これを議会の皆さんとも協議をしながら取りまとめ、計画を推進して参りたいと、このように考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) ファミリーサポートセンター事業について再質問いたします。

私は、産後4カ月から子供を保育園に預け働いて参りました。お迎えの時間になりますと、仕事が終わらず、胃がキリキリしたものです。迎えに行くと、職場で子供を見ながら残業をこなしたこともありました。幸い、両親の手助けで働き続けてこれましたが、現在は核家族化が進んでおり、また祖父母世代が現役で働いていたり、私たちの時代よりさらに子育てが大変な状況だと思います。

そこで、このファミリーサポート事業は、子育て世代の大きな味方となるものです。残念ながら縮小していると伺っています。この事業が縮小してきた原因は何にあるとお考えか、また今後事業を立て直し、まかせて会員さんを増やして、安心して頼れるファミリーサポート事業にされていくにはどうしたらよいのか、伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。

現在、実態としまして、ボランティア活動に従事していただいているまかせて会員さん、この会員さんがサポートセンターの管理運営業務も兼務しており、まかせて会員さんの業務負担が重いと、このことがやはり要因の一つではないかというふうに考えております。

逆に言いますと、会員相互の利用調整を行うコーディネーター業務であるとか、会計業務を行う事務局機能、こちらを今以上に強化できれば、まかせて会員として登録しやすい環境が整うのではないかなというふうに考えております。

このほかに、これまでこのファミサポという事業が、住民の皆さんへ十分周知・浸透してこなかったということも要因の一つではないかと考えております。これまで、町の広報誌などでまかせて会員さんの募集などを行って参りましたが、今後は、まかせて会員となってくれる人材の発掘や育成、こちらにも町として取り組んでいく必要があるのかなと考えております。

そのためには、ボランティアセンター運営の実績のある三春町社会福祉協議会や、あとは各地区のまちづくり協会さんとも連携を図っていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 7番佐藤一八君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○7番(佐藤一八君) 議長の許可が得ましたので、さきに通告しておきました2件に質問をさせていただきます。

第1の質問ですが、町営グラウンドにある管理棟施設内のトイレについてであります。

私は、三春町ゲートボール協会であずかる役員として年12回ほど町営グラウンドでの大会を行っています。会員の大部分は高齢者が多く、ことしは例年になく暑い日の大会でありました。開催するに当たり一番の心配は、高齢者だけに熱中症対策に十分に気をつけて大会を行っています。十分な水分補給できる時間とトイレの時間を考えての進行しています。町営グラウンドには、町民のスポーツ団体等で幅広く使用しているグラウンドだけに、この施設を使用する方たちのトイレは少し上り坂で遠く、老人の方は大変との声がありました。

このような話は以前にもあり、数年前から管理棟内のトイレを使用できるようになったのです。現在使用しているトイレは旧式のため、特に暑い日は悪臭のため女性の方は鼻をつまんで用を済ませているようです。また、男性のほうは小便器から漏れ、排水溝に流れており、掃除するにも大変ではないかと思います。

そこで、1つ、管理棟にあるトイレを洋式に改修できないか。2つ、以前あった場所に新たに設置はできないか。3つ、高齢者が余り歩くことなく使用できる場所に設置する考えはないか、についてお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 第1のご質問にお答えいたします。

町営グラウンド管理棟につきましては、昭和46年に建築した施設でございますが、建物や設備が老朽化してきている現状にあります。

町としましては、管理棟も含めた運動公園施設の全面的な改修計画を今後策定していく中で、トイレ設備の改修計画も検討して参ります。

1点目のトイレ洋式化については、トイレ改修の際には、洋式化を検討いたします。

2点目の以前あった場所への新たな設置につきましては、現在ごみ集積所となっている場所にトイレがあったわけですが、平成5年に運動公園談話室を建築した際に現在の屋外トイレも整備しておりますので、新たな設置については現在考えてございません。

3点目につきましては、運動公園施設改修や再配置計画を検討する際に、トイレの位置についても検討いたします。今後は、利用者の皆さんが施設を快適に利用できるよう既存設備は応急修繕を行いながら、また、施設や設備の大規模改修に当たっては、町の公共施設長期修繕計画に位置づけて、その緊急性や財政状況も考慮しながら、適切に対応して参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○7番(佐藤一八君) それでは、第2の質問を行います。

中山間地域等直接支払制度についてであります。

中山間地域等直接支払制度は、平成12年ころから取組みをなされた制度だけに約20年たちます。この間、政権交代があり、方針も具体化されない時期もありました。中には、廃止とか見送りとか、予算縮減など、いろいろな話もありました。これらの制度は、農地・水環境保全や荒れ地・耕作地対策として地域の活性化を図る制度だけに、必要と考えられます。

中山間地域等直接支払制度が今年度末で5年を経過し、一応終わります。この制度に参加された地域、参加されなかった地域があり、参加された地域には、この制度を活用し地域が活性化されたかと思えます。

1つ、参加された地域は何地域あったのか。2つ、参加されなかった地域は何地域あったのか。参加されなかった地域には、この制度を理解できるような指導を行ったのか。4、この制度を使って、荒れ地対策はどう役立ったのか。5、この制度は、今後継続をされるのかについて伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

中山間地域等直接支払制度は、平成12年度より開始され、1期5年間を対策期間として、先ほど議員おっしゃったように今年度末をもって、4期目20年が終了いたします。第4期は、30地区が取り組んでおります。

一方、6地区につきましては、現時点において、合意形成が整わず、共同での取組みには至っていない状況にあります。

交付金は、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用できることから、取組みが行われていない地区へは、その都度、個別に制度の説明を行っており、第4期から新たに2地区が活動を実施しております。

この20年間の取組みにより、農道、水路等の維持管理、農作物等の栽培を通じた農村景観の形成、それから耕作放棄地の未然防止などに有効な手段であったと認識しております。

中山間地域等直接支払制度については、平成27年度から法律に基づき安定的な予算措置がされることとなっていることから、この交付金制度を有効に活用し、農業生産基盤の維持、多面的機能の確保、地域の活性が図られるよう、引き続き推進して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤一八君。

○7番(佐藤一八君) 思った以上に取組みをされている地域が多くなったということは、非常にいいことだなと思っております。6地区の地域が参加されないということであったんですが、今後も継続されるようでありますので、この6地区の方々にもご理解を得られて、この制度をいいものだというような方向で取組みをするような指導をしていただければいいのかなと思います。

また、現在、私たちも高齢化のためになかなか思うように、この制度をどういうふうに理解していいのかわかりませんが、やはり地域みんなが中心になってみんなで取り組むような方法にしていただければいいのかなと思っております。

年々こういう制度を取り組むには、高齢化のために荒れ地などを整備して耕作するにはなかなか容易ではないのかなというふうに思っております。今荒れている耕作地は、まず重機などを入れないと作付できるような耕作地にはならないということで、重機を入れるような補助みたいなものはないのかなというふうに考えておりますが、その辺どうでしょうか。お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

荒れ地ということで、一般的には耕作放棄地等を指していられるのかなと思いますが、第1期から第3期の15年間では、66.1ヘクタールの耕作放棄地の解消が進んでおります。

それと、交付金を活用しての活動、重機等の購入、そういったものに関してなんですが、トラクターそれから自走式草刈り払い機、そういった機器の購入等を共同で利用しているというような実績はございます。

あと、高齢化とそれから協定参加者の減少に対する対応といたしましては、各地区それぞれが課題が異なりますので、それぞれが抱える課題そして支援ニーズ、そういったものを踏まえつつ、協定の広域化、事務の共同化等も含めて検討できないかということが必要かと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 1番新田信二君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番(新田信二君) ただいま議長から許可がありましたので、さきに通告してあります2点につきまして質問いたします。

1つ目の質問に入ります。ことしの稲作作付状況について。

昨年から冬場の降雪と春の降水量が少なく、また夏場の気温の上昇による水分の蒸発で、ダムの水量に対して県内でも不安が続いております。

特に、農作物においては必要な水量の確保が難しく、特に稲作の準備で農業用ため池の水量不足もあり、農作業がおくれる影響でポンプを使って川の水くみ上げ、何とか田植えに間に合わせた農家も少なくなかったと聞いています。

また、昨年から井戸水も枯れて、新たに井戸掘りを行う家もあり、今後の降雪、降水不足による貯水量の激減での影響が続くおそれがあります。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

1、昨年、ことしの町内の水不足による稲作作付の状況をお伺いします。

2、自然環境による水不足は、農業生産者には厳しい状況となります。今後、町は農業生産者や水不足問題に対し、どのような対策を取り組むのか、お伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

まず、1点目について、昨年、三春町土地改良区のかんがい用水受益地については、三春ダムの取水制限等はなく、水田への計画的なかん水ができました。

他の地区については、5月下旬から降水量の少ない状態が続いたことから出穂時期の適切な水の確保が心配されたところですが、8月下旬以降、断続的に降雨が続いたことによって、平年並みの収穫ができたと把握しております。

ことしの作付につきましても、土地改良区のかんがい用水受益地以外では、冬季の降雪が少なく、その後も少雨傾向にあったことから、ため池や地下水の水量が十分でないため、水田へのかん水が難しく、田植え作業におくれが出る等の影響が発生いたしました。

今後も全国的に降水量が少ない可能性が高く、当町においても農作物の生育に影響が心配されるところであります。

2点目について、少雨による農産物への影響を最小限に食いとめることが必要であると考えております。具体的にはかん水用機材の共同購入、または、井戸及び水路掘削の共同工事等の取組みに対しての支援策を検討して参りたいと考えております。

また、少雨時における栽培技術対策についても、県農業普及所、農協営農指導員と連携し、農業者の方々へ情報提供を行って参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 1点目の再質問です。

水田へのかん水が難しく、田植え作業に影響が出た地域はどのあたりか。

2点目、具体的な支援策でかん水用機材の対応の内容と、井戸及び水路の共同工事の具体的な内容をお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

1点目についてですが、担当課として把握している状況といたしましては、北部方面、沢石、要田、御木沢の3地区で水利用が難しい状況になり、またその他の地区でも水利が十分でない箇所については支障が出たということを確認しております。

それと、2点目ですが、支援策として現在検討しているものなのですが、かんがい用機材としては、用水用ポンプ、そういったものの機器等の購入またはリース費用、井戸及び水路の工事としては、地下水確保のためのボーリングさく井工事等を想定しております。

なお、現時点においては、町として法令的な裏づけ、それと予算措置がまだ整備されていないことから、不確的な段階であり、詳細につきましては、今後、県、他の自治体等の取り組み状況も参考にして対応を進めて参りたいと。

それと、ため池等についても、池のしゅんせつ等、そういったものも対応する課題の一つだと受けとめておりまして、対応を考えて参りたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 説明は理解できました。

1つ、自然環境に逆らうことができない農家であるため、当面の解決策といたしまして、農家の負担も少なくするために、ため池の汚泥、現在あるため池、その除去等の検討はできないものか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

先ほども若干触れてはいるのですが、農家の負担を少なくするためのため池の汚泥の除去等の検討ということで、こちらにつきましては、繰り返しになりますが、ため池のしゅんせつ、そういったことも対応を検討していきたいと、かように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○1番(新田信二君) 2つ目の質問に入ります。

ごみの減量化・資源化について。

県では、昨年8月から「もったいない、食べ残しゼロ推進運動」を実施しています。食品ロスを減らすため、つくる人、売る人、食べる人の協力で、地球、地域への負担減を目指しています。

現在、全国各市町村においても、ゴミの分別から資源ごみの再生資源回収運動まで地域ぐるみの取り組みが実施されています。

三春町においても、瓶・缶・ペットボトル・ビニール・生ごみ等の分別に関しては定着しているところですが、生ごみの回収に関してはまだまだ減量化の取り組みが必要と考えます。

家庭ごみは、収集から処理まで町民の多額の町税が使われています。今後、ごみが30%から50%減少すれば、近い将来豊かなまちづくりにつながっていくことと確信しています。

そこで、次の2点についてお伺いします。

1、家庭から毎日出るごみの減量化を現在どのように進めているのか、また今後の取り組みをお伺いします。

2、資源ごみの再生資源回収強化についての取り組みをお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山住民課長。

○住民課長 第2の質問にお答えします。

1点目ではありますが、紙類の資源化を推進し、燃えるごみの減量化を進める目的で、平成29年4月より、雑紙の分別収集を実施しております。

昨年度の雑紙の回収量は、約14トンで、前年度より2トン増加しており、町民の皆様には、分別に対する一定のご理解をいただいていると考えております。

また、可燃ごみのうち、約1割から2割が生ごみとされており、生ごみの減量化が必要であると認識しております。

生ごみは、約8割が水分であるため、排出時に水切りを行うことで、ごみの減量化を図ることができると考えております。

今後、広報やごみ分別ガイドを活用して、雑紙等の分別と、生ごみの水切りについて、町民の皆様のご理解、ご協力をいただき、ごみの減量化を推進して参りたいと考えております。

2点目ではありますが、可燃ごみに含まれている紙ごみとプラスチックごみの分別を徹底することが、資源化を推進する上で最も重要であると考えております。

三春町のリサイクル率は県内でも上位ではありますが、資源化をさらに推進していくため、紙ごみとプラスチックごみの分別について、周知、啓発を行って参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 再質問いたします。

1つ目の再質問になります。一般ごみの分別について他の市町村に比べ三春町の町民は一定の理解をいただいていることと私は思っています。ただ、分別収集がうまくいっている地区とそうでない地区もあり、今後の地域での分別が問題となってくると思います。

内容的には、分別が面倒くさい、分別方法がわからない、分別の必要性を感じないといった内容があるみたいです。

また、生ごみの水分は約8割と聞きましたが、生ごみを減らすことがごみの減量化につながり、また焼却施設の処理能力、耐久性、燃料減少にもつながることと思います。そのためにも、各家庭が食品ロスの削減に取り組むことが重要だと思います。

そのために、食べ残しゼロの呼びかけ、食材の買い出しの工夫、どう使い切るの工夫、賞味期限の確認での食品の無駄をなくす、そして最小限の生ごみは乾燥させて花壇、畑等にまぜ肥料化する等、各家庭のできることの豆知識を各地域ごとの問題点を含め取り組む必要があると考えますが、再度その辺の取組みをお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山住民課長。

○住民課長 ただいまの質問にお答えします。

ごみの分別に対する地域なり家庭間での意識の違いというところでございますが、いろいろな手法をもって啓蒙活動を進めていきたいと思っております。

1つとしましては、毎年収集カレンダーなどを配布しておりますが、その際にごみを出すときのルールなどももう一度周知をさせていただいて、町民の皆様にご理解をいただくような工夫をしていきたいというふうに考えております。

また、現在、食品ロスということで、ご指摘のありましたような各家庭での取組みのいろいろな方法につきましても、何らかの形で周知をさせていただいて、町民の方々のご理解をいただいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 2点目の質問ですが、ごみの減量化につきましては、資源ごみの再資源化、リサイクル促進の理解での取組みの強化が必要であります。

現在、プラスチックは世界でも深刻な問題となっています。そのため、プラスチック製品の容器を紙製の容器、ストロー等の実用化に向けて進んでおります。そのためにも、これからは燃やせる紙の分別が重要であると考えます。三春町でも、段ボール関係は再資源のリサイクルとして分別を行っているようであります。

今後、ビニール袋、プラスチック製品、容器の使用を控えると同時に、紙類のごみを含めた分別を町ぐるみで日々取り組んでいくことが最も重要なことだと考えます。その取り組んでいく中で、さまざまな課題が出てくることと思います。

今後、周知啓発を行っていく上で、どのような内容で具体的に地域または町民に知らせていくのか、再度お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山住民課長。

○住民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

ご指摘のように、町民の皆様とごみの減量化、分別に対する意識の向上をともに行っていくことが重要だというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、知識を共有する、意識を共有するという意味で、ごみを出すときの基本ルールや分別の方法などを小まめに周知を行っていきながら、協働して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 3番陰山丈夫君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○3番(陰山丈夫君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告をしておきました2点についてご質問いたします。

最初に、消防団について伺います。

三春町消防団春季検閲式が、5月26日に行われました。猛暑の中、団員のきびきびとした動作に、町防災に関する全てを託せると、心底感じたところであります。

町消防団の定数は500名となっておりますが、毎年定数に満たないというふうに聞いております。火事だけでなく、今後予想される気象変動などにより自然災害などが多く発生することが心配です。

次の5点についてお伺いいたします。

1つ、過去5年間の年度別団員数の加入促進について。新たな機能別消防団の検討について。3、救助用機材の拡充について。4、女性消防団の取組みについて。5、資格取得の支援について。

以上です。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

1点目の年度別団員数につきましては、平成26年度456人、平成27年度447人、平成28年度444人、平成29年度438人、平成30年度453人、令和元年度450人です。加入促進につきましては、毎年、地元分団による勧誘や町と県で企業訪問を実施し入団をお願いしているところでございます。

2点目につきましては、現在、三春町の機能別消防団員は、ラップ隊員10名、広報団員2名、有事対応団員34名の46名となっており、その他の新たな機能別消防団員は検討はしておりません。

3点目につきましては、消防団と協議の上、必要な機材があれば、購入を検討して参ります。

4点目につきましては、現在、機能別消防団員としてラップ隊員5名、広報団員2名の女性消防団員がおります。今後も随時、募集をして参りたいと考えております。

5点目につきましては、平成29年3月の道路交通法改正により、それ以降に普通自動車免許を取得した者は、運転ができる車両は車両総重量3.5トン未満となりました。そのため、車両総重量3.5トン以上の消防自動車を運転する消防団員のための支援を検討しております。

具体的には、車両総重量3.5トン以上から7.5トン未満までの運転ができる準中型自動車免許の取得に対する費用への国の公費助成制度がことしの3月に決定したことから、町でも補助要綱を策定し、補助金を交付して参る考えであります。

運用につきましては、ことしの9月から運用できるように事務を進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君。

○3番（陰山丈夫君） 最初の過去の5年間のことですが、毎年、団員が確かに定員に満たないということでもありますね。勧誘をするんだけど入団する人がいないということですね。それは、社会環境の変化だと思うんですけど。勧誘の時点で各分団とか団長含めていろいろお話をされているかなというふうに推測するわけなんですけれども、当然、これは地域差にも、団員の定足率が違うと思うんです。そうすると、そういう地域差がどのようになっているのかの分析すれば、その地域の特性がわかると思うんです。そうすると、勧誘の仕方も変わってくるというふうに思いますので、その辺についてどういう話がされているか、お伺いしたいというふうに思うんです。

それから、2点目ですが、機能別消防、これが非常に最近、総務省、消防庁はどんどん進めております。

ちょっと一例ですが、これは東日本大震災のときに、気仙沼消防団、これはバイク隊というのがあるんです。このバイク隊が、瓦れきの中あるいは道路の損壊して走れないようなところ、そういうところを走行して情報収集に当たったという高い評価がされているわけなんです。

このバイク隊は平成8年ごろから各消防署で取り上げられているわけなんですけれども、消防庁ですか、では、いろいろとさらにバイク隊がバイクそのものが持つ特性、そういう機能をこれから生かしていくことが必要であろうということ。

それで、バイクが走行しているときに、もう今皆さんスマホ持っていますよね。そうすると、そのスマホ、バイクに乗って走りますよね、道路を。そうすると、そのスマホが走行時

の振動を感知して全部センターに送って、その道路状況まで把握できるとか、そういうふうになっているようです。ですから、このバイク隊が、これから気候変動によっていろんな災害が起きるといふ予想をしておりますが、そういうときに非常に役に立つのではないのかなというふうに感じております。

それで、各所、今全国で60ぐらいでしょうか、の消防団、毎年増えているようですけれど、採用しております。その地域地域によって違いますけれども、50ccだと普通免許、女性でも乗れるという、そういうことでそういう小さいバイクでやっているところもあるようです。ひとつご検討いただけないかなというふうに思います。

あと、機能別につきましては、消防のOBで組織するというそういうところもあるようですので、ひとつ検討お願いしたいというふうに思います。

それから、3番目ですけど、総務省の消防庁、消防団が使う救助用機材の拡充をするということで、購入費の3分の1を補助金で出しますということです。購入の3分の1を賄うということで、機材はチェーンソー、それからエンジンカッター、油圧切断機、油圧ジャッキ、自動体外式除細動、それからトランシーバーの6種類ということで、まだまだ不足しているということで、全国ではまだ1割程度の配備しかされていないということです。この辺も検討してもらいたいというふうに思います。

それから4番目、女性消防団、これは非常に重要だということで、災害時に避難所での手伝い、それから女性の救助者が出た場合、男性よりも女性のほうがいいというふうに言われております。そういった観点から女性消防団なども今どんどん増えております。

消防団に女性パワーということで、非常に団員が増えております。東京大学の廣井准教授は、災害が頻発し、地域によっては避難所での支援活動や要援護者への対応など、消防団の活動が多様化してきていると。女性の防災意識も高まっているので、地域貢献度は大きいというふうに言っております。ひとつその辺も検討してもらいたいというふうに思います。

それから5番目、資格取得です。これについてなんですけれど、今、オートマの免許持っている人多いと思うんです。ですから、マニュアルの免許変更についてもここに書いていませんので、ひとつお願いしたいと思います。

あと、それから防火管理者というものと防災士、こういった取得を消防団の方にとってもらうということについて取り組んでもらいたいというふうに思います。防火管理者は、一定の人が集客、集まるところ、そこの管理をするという資格です。ですから、ちょっと大きい集会所は防火管理者を設定しなくてはいけないということになっています。それから、防災士、これは、ぜひこれからの災害に、対応に必要な方だと思いますので、ぜひ防災士資格を消防団員の方には進めてもらいたいというふうに思います。

考えを伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

1点目の消防団員の勧誘等でございますが、毎年各地区で退団者も出ており、その分入団していただいて、大体同じような数で団員の方は450名ぐらいになってございます。

地域差があるというご質問でございましたが、確かにそのとおりで、地区によっては、その地区に適任者が数名しかおらず、町外の方で三春に勤務してくださっている方が消防団のほうに何名も入ってもらっている地域もあります。

団としても鋭意努力して勧誘等は進めておりますので、今後なるべく多く入っていただけることは大変ありがたいこととありますので、小まめに勧誘等は進めていきたいと考えております。

それから、2番目の機能別のバイク隊の件ですが、それとOBのということですが、OBの方につきましては、三春と沢石地区において機能別の有事対応団員ということで34名の方にお世話になっているところでございます。それからバイク隊それから女性消防団、それから先ほどありました防火管理者それから防災士につきましては、消防団本部のほうと協議をして必要であれば取り組んでいきたいと考えております。

それから、救助用機材につきましても、先ほどお話あったチェーンソー、トランシーバー等備えている団もありますので、こちらについても必要であれば団本部のほうと協議をして備えていきたいと思っております。

それから、オートマ車の件ですが、先ほど基準が変わりましてという話もしましたので、その車のもう一回とり直しをしなくちゃいけないんですが、その際にオートマからマニュアル車の運転のほうに変えていただくということも視野に入れておりますので、その辺は対応をしていきたいと思っております。今後買う消防車につきましては、なるべくオートマ車で購入していきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○3番(陰山丈夫君) 第2の質問をいたします。

農業の環境改善についてです。

農業従事者の高齢化と後継者不足が取り上げられ、環境の厳しさだけがクローズアップされているように思います。視点を変えれば、厳しさがあるから新しい発想が出てくるといふ側面もあります。

次の5点について伺います。

1、耕作放棄地と農地集積について。2、新種ブランド化について。3、農福連携の現状と取組みについて。4、新規就農と農地取得の要件緩和について。農村体験事業について。

以上、5点、お願いします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 3番議員の質問にお答えいたします。

耕作放棄地面積は、2015年農林業センサスによりますと692ヘクタールで2010年の調査時より185ヘクタール、23.1%増加しており、近年では、米価の下落等も重なり、水田でも耕作されていない農地が発生しております。

利用可能な農地については、地域の農業担い手、新規就農希望者、新規参入企業への集積、集約が必要であり、農業委員と農地利用最適化推進委員によります農地の利用状況調査を実施し、貸し付け候補農地のリスト化を行い、農業法人や担い手農家へ、農地中間管理事業活用した農地の集積を図って参ります。

2点目について、三春町の振興作物はピーマンであり、葉たばこ、養蚕からの転作作物として導入され、本格栽培が開始され30年を超えており、三春町及び田村地域のブランド品となっております。

三春ダム周辺では、耕作放棄地解消を目的にブルーベリーの栽培が始まり、年々栽培面積が増え、4カ所の観光摘み取り農園が開園していましたが、今年、新たに2つの観光農園が開園し、三春町がブルーベリーの里としてブランド化が定着しつつあります。

また、大豆栽培については、機械体系の構築により、栽培面積の拡大が見込めるため、農業普及所、農協等と連携し、生産された大豆の地産地消の取組みも含めて支援を行っており、昨年度は12.5ヘクタールが栽培され、今年度も同規模の栽培が計画されているので、引き続き推進を図って参ります。

3点目について、町内での農業と福祉の連携については、現在、小規模ながら障がい福祉サービス事業所ごとに進められており、菌床しいたけの生産などのほか、主に立地地域の農地を活用し、作業を通じて地元農家との交流を図りながら、野菜の栽培などが行われております。

また、三春町地域自立支援協議会事業所部会においても、昨年度から町内の農業法人と農業での障害者就労についての意見交換をしており、障害者雇用の幅を広げる取組みにつながっていると認識しております。

4点目について、新規就農者の確保につきましては、「たむらの新・農業人サポート協議会」において、構成機関・団体が役割分担と情報共有を図り、新・農業人フェアへの出展、新規就農者合同相談会の開催、現地見学会など、新規就農者の確保、育成に取り組んでおります。

これらの取組みで、平成28年度1名、平成29年度1名、平成30年度に3名の方が新たに就農されております。

新規就農希望者の農地の確保については、農業委員、農地利用最適化推進委員と協力し、就農計画に応じた就農地候補地を見つけ、所有者との調整を図っております。

5点目について、農村交流の拠点である「三春の里農業公園 田園生活館」を活用した農村体験メニューづくりを三春まちづくり公社と共同で実施しており、町内の酒蔵で、町内で生産された酒米で醸造された日本酒を製造していることから、平成29年度から、首都圏の方を対象に、酒米の田植え、稲刈り、酒仕込みまで一貫して体験できる事業を実施しており、今年度も9名の方に参加いただいております。

また、町内3カ所で実施している田んぼアート事業でも、町内外の方を対象に田植えや稲刈り体験を実施しており、農村環境の維持・保全、地域住民の交流活性化にもつながっております。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君。

○3番（陰山丈夫君） 耕作放棄地に関連して、農振地についてちょっと伺いたいと思います。

農振地の休耕地、これは隣接者耕作していると思うんですけど、休耕地の方とどのようにその人が集積について協力するのかという話をしているのかどうか。要するに、隣で耕作していて、その隣がもう荒れ地だということになると、耕作者は迷惑かかりますので、なるべく早目にその休耕地を持っている方と話をして集積を図る、そのような方法をとってもらえればいいのかというふうに思います。

それから、ブランド化についてなんですけど、ピーマンに次いでブルーベリーがブランド化になるということで、非常にうれしいと思います。聞くところによりますと、ブルーベリーの、小中学生ですか、体験、摘み取りか何かやっているというふうに聞いておりますので。

問題は、その子供たちが摘み取りをやって農業として感じてやっていることはないかもしれませんが、その摘み取ったときのいろんな感覚、子供たちが持つ感想をどういうふうに聞き取りしているか、それが将来どのように役立つとか、そういう子供たちが将来農業に関心を寄せるようなものになっているかどうか、そういうところを子供たちから話聞いていると思うんですけど、それを総合的に見てどういうふうを感じるか、伺いたいなというふうに思います。

それから、農地取得の要件緩和についてちょっと伺いたいですけれど、新規就農者、これ、いきなり五反分じゃないと農業できないというふうになると大変だと思うんです。それで、1アールでも農業ができるというように農地の取得の緩和をしたらいいのかなというふうに思っているんです。

これ、ちょっと一例ですけど、岩手県の一関市は、空き家とセットであれば農地を1ヘクタールでも売買できると、売買してもいいですというふうなことをやっているんです。これ、ちょっと読んでみます。

農地の権利を取得するには50アール以上の耕作が条件だが、移住希望者から50アール以上の農地は難しいが、小さい面積で家庭菜園したいとの要望があり、バンクへの空き家登録を望む農地所有者からも農地も一緒に登録をしたいとの声が上がったということで、一関市はこのことで取り組んでいるわけです。

ですから、三春町も新規農業者に入ってもらえるのももちろんですけど、このことによって人口減少の緩和にもなるのかなということもちょっと思うんです。ですから、考え合わせてそういったものが取り組めないかどうかということもちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、去年もありましたけれど、農業体験、酒米づくりやっておりますよね。首都圏のほうから何人か来て。その方たちが、三春町に対してどのような印象を抱いているのかなというのがちょっと気になることです。その方たちが三春町に来て田植えをやって、そして最終目的のお酒をつくったということで、最後まで携わっていると思うんですけど、その人たちが農業にちょっとやってみたいなというふうな方がいないのか。また、いないとしてもどういうアプローチをその人たちにしているのか。ちょっと聞かせていただければありがたいというふうに思います。

あと、非常に難しいのは農福連携だと思います。農福連携は、やはり農業をやっている方と福祉関係の方と、かなりのやっぱり開きがあるのかな、マッチングされるのはなかなか大変かなというふうには思いますけれども、ひとつ、ゆっくり、かたく、この農福連携については取り組んでもらいたいなというふうに思います。

以上、よろしくをお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

まず、1点目、休耕地の改善策ということなんですが、やはりそういった場所、当然ありまして、その地区の方々、その地権者の方も含めて話し合いを持つというのが一番最初に来るものですが、ほかの関係者の方とも連携して、それと町の農業委員会、それと農地利用最適化推進委員の方々とも情報を共有しながら、解消に向けて取り組んで参りたいと考えております。

2点目、ブルーベリーの関係なんですが、こちらにつきましては、三春ブルーベリー倶楽部という名称で現在4農園が、町内外の幼稚園、保育所、小学校児童の摘み取り体験を実施

しております。また、町内の2つの中学校も2学年の生徒さん、キャリア教育の場として農園での農作業体験も行っております。

そして、子供たちの反応なんですが、小学校の場合は訪問した農園にお礼の手紙を書くことになっております。その中であったことは、三春にブルーベリーをつくっているところがあることを初めて知ったという、そういったお子さんもいらっしゃいますし、生産している人の苦労がわかったと、そして一番多いのは、おいしかったという反応が一番多いと聞いております。子供たちに自分の町の農業を知ってもらうよい機会ですので、今後も各農園の方々のご協力を得ながらこのような体験を継続していければと考えております。

それと、50アールの要件緩和なんですが、農地法に定められた許可要件を満たす必要が当然ありまして、その中の下限面積要件として50アール以上と定められております。自然的、経済的条件がおおむね同一というふうに認められる地域であること、それから設定区域内において定めようとする面積未達の農業者の数、そちらも要件がございまして、そういった条件に合致する場合において地域の実情を踏まえて10アール以上の部分を別段の面積として設定することは可能となっております。

しかしながら、この別段の面積を定める場合においては、小面積の農地利用者が増えた場合、当該地域それと周辺地域の集団的な農地利用、農作業の共同化等に支障がなく、農地の保有、利用、将来的な見通し、地域農業者の方の意向など、そういったものを十分に考慮して判断する必要がございます。

それと、農地つき空き家、一関の関係、おただしにありましたが、こちらのほう、国土交通省の移住希望者への施策の一つということで進んでおります。自治体の空き家バンクの登録を経て、一定の条件下において任意の面積として10アール未満でも設定が可能であると、この内容については承知しております。

それと、酒米の体験の反応ということなんですが、こちらにつきましては、農村体験、農村交流の目的ということで、平成27年度から取り組んでおります。現時点では、個人の参加がほとんどであります。この取り組みが企業単位での取り組みに広がって、さらには企業の農業参入、新規就農者、移住者の確保につながればと考えております。

参加された方の感想といたしましては、農業体験を通じて農作物をつくることの苦労と大変さを知ることができた。それと、自分の体験をほかの人とも分かち合いたいので、周囲の方にも声をかけたいというような話があり、町に対してのイメージとしてもおおむね好評であったと受けとめております。

また、一方、受け入れた農家の方からも、他業種の方と、都会の方と話すことができると、よい刺激になったと、農業体験そのものの作業だけでなく、その後の交流が有意義であったと、そういった声も聞かれています。

それと、5番目の農福連携、こちらにつきましては、我々だけでなく関係課、保健福祉課になりますが、そちらとそのマッチングについて今後連携しながら対応を考えていきたいと、かように考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 ここで休憩といたします。再開は、午後1時から。

…………… 休 憩 ……………

(休憩 午前11時48分)

<休 憩>

(再開 午後1時00分)

…………… 再 開 ……………

○議長 ただいまより再開いたします。

4番松村妙子君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○4番(松村妙子君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告してあります1件についてお尋ねいたします。

従来からの防災基本計画があり、自治体に立てる地域防災計画などがあります。それに加えて、町会、自治会やマンションの管理組合などの地域コミュニティが災害時の避難方法などをみずから立案する地域防災計画が平成25年災害対策基本法の改正で創設されました。これは、東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に、平成26年4月に導入されました。地域の特性に応じ、地区が範囲や活動について柔軟に規定できる制度となっております。

災害発生時には、自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのが自助であり、共助であります。この視点に立てば、市区町村よりも小さなコミュニティでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がって参ります。地区防災計画を立てる単位は、町会や自治会、企業やNPO法人、商店街、学校、医療、福祉施設なども主体となってやることができます。

地区防災計画策定状況の全国調査結果が初めて公表されました。昨年4月1日時点で地区防災計画が地区町村の地域防災計画に反映されているのは、23都道府県の40市区町村で248地区で完成をしております。素案作成に向けて活動中なのが、40都道府県の123市区町村の3,427地区であります。素案作成段階にある地区を抱えた市区町村数が、全国で1,741ある自治体の1割にも満たない計画策定のため、説明会開催や町内会への呼びかけをしているというのは全体の約15%の260自治体で、73自治体は制度自体を知らないという状況でありました。

今後、各地区で地区防災計画の策定が進むことが、この三春町全体の災害対応力の向上にもつながると考えられます。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

1点目、現在、町では地域防災計画に関してどのような取組みが具体的に行われているのか、お尋ねいたします。

2点目、地区防災計画を各市町村として認めていく制度もあるようですが、地区防災計画の認定に対する認識とその課題についてお尋ねいたします。

3点目、地区防災計画には、三春町の地区防災計画に位置づけ、公助の仕組みと連動させることが実効性が高まってくるとも考えられます。地域の実情に合わせた地域防災対策について、地区防災計画の認定の方向性も含めてお尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

地区防災計画制度は、平成25年の災害対策基本法の改正により、平成26年4月1日から施行されておりますが、町では具体的な取組みはありません。

しかし、各地区の自主防災会において、防災計画を作成し、避難訓練や初期消火訓練、救急応急措置訓練としてのAED講習などの取組みを実施していただいております。

2点目につきましては、町の地域防災計画に地区防災計画を定めることができることになっておりますので、町としても各地区において地区防災計画を作成していただきたいと考えております。

課題としましては、国の制度に沿った計画作成は、各地区の方々のみでは難しいと思われるので、町とともに作成していくべきと考えております。

3点目につきましては、各地区の実情に合わせた地区防災計画は重要なものでありますので、町の地域防災計画との連動性を図り、防災に努めて参ります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) 平成で起きた自然災害というのはさまざまありましたが、その中で阪神淡路大震災を機に設立されたのが、日本防災士機構が認証する資格、防災士であります。

2019年4月末現在で、防災士認証の資格を持っている方が、全国で17万3,611名おります。福島県内においては、2,442名の方が取得をされているということではありますが、そこで質問させていただきます。

この町職員また三春町には防災士の資格を取得されている方は何名ぐらいいるのか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 防災士の方ですが、三春町には20名の方がいらっしゃいまして、そのうち3名は役場職員でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) 役場職員にも3名の方がいらっしゃるということでしたが、1つ目の質問の中で、各地区の自主防災会において、防災計画を作成して避難訓練や初期消火訓練、さまざまな訓練または講習などを行われているようですが、そういう際にこの防災士の資格を持っている方に協力または支援をしていただくということは可能なのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 防災士の方に訓練等で来ていただくことは可能でございます。

ただ、町の方が全てそういった訓練や計画等の助言ができるかどうかというのは把握はしておりませんが、県の防災士会の方も来ていただけることにはなっておりますので、どちらかご利用はできると考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) この防災計画には、災害対策だけではなく、今後ますます高齢化が進む中で、地区の防災計画においては共助が大事になってくるかと思えます。地域での助け合い、助ける人、助けられる方、お互いに顔が見えるという範囲での組織づくり、また総合的な面で必要になってくるのかと考えております。

そういう点で、この地区防災計画の制度の普及また啓発活動をさらに行っていくべきと思いますが、どのように考えているのか、お聞きしてこの質問を終らせていただきます。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 最初の答弁でも答えさせていただきましたが、各地区の方とともに作成をしていきたいと考えておりますので、これから各地区のほうにお話をさせていただきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 14番日下部三枝君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○14番(日下部三枝君) 議長のお許しを得ましたので、さきに通告しておきました会計年度任用職員制度の実施について質問いたします。

次年度より、現在の臨時職員制度から会計年度任用職員制度に変わることについて。

1、会計年度任用職員制度はどのようなものか。また、現在の臨時職員制度との違いは何か。

2、この制度に変わった場合の人件費負担はどのようになるのか。今までよりも大幅な増額となる場合の対応はどのようにするのか。

3、任用職員数は、現在の臨時職員数と比較するとどうなるのか。減となる場合、仕事に支障は出ないのか。また、減となった場合の対応はどのようになるのか。

以上について、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の適正な運用の確保を目的として、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、来年度より会計年度任用職員制度に移行することになりました。

今回の改正により、特別職非常勤職員と臨時的任用職員の対象要件が厳格化されるとともに、一般職非常勤職員となる会計年度任用職員が新たに創設され、制度の明確化が図られたところであります。

新制度におきましては、現在の臨時職員の多くが会計年度任用職員に移行することが考えられますが、現在の臨時職員と会計年度任用職員との主な違いとしましては、任期が原則6カ月以内であったものが、会計年度の1年以内となることや、会計年度任用職員には新たに期末手当の支給が可能となることなどが挙げられます。また、給料水準につきましては、常勤職員の給料表を基礎として職員経験等を考慮し、決定することとなります。

新制度への移行に際しましては、それぞれの職の必要性や量、責任の程度などを踏まえるとともに、財政状況を勘案し、人件費の大幅な増額とならないよう勤務体制等を今後詰めて参りたいと考えております。なお、来年度の会計年度任用職員数については、現時点では今年度の臨時職員数と同程度となるものと見込んでおります。

現在、まだ県の方針等が示されていない状況にあり、流動的ではありますが、今後、県や他の市町村の動向を見定めながら、年内には関係する条例案を作成し、議会にお諮りしたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) まず、1のほうからお聞きします。

確保の目的の中で、適正な運用ということと、それから特別職・非常勤と、それから臨時的任用職員の対象要件の厳格化とありますが、こういう言葉が出てきた要因というのはどうということなのか、お聞きしたいと思います。

それと、臨時職員制度との違いの中で、期末手当の支給が可能になるということがありましたが、可能になるということは支払いをしなくてもいいということも入るのかどうか、あと退職金はどうなるのか、その件についてお伺いします。

次に、2番目のところで、人件費の大幅増にならないようにしていきたいという話もありましたけれど、来年度は今年度の臨時職員数と同程度の任用制度職員をとという話がありました。同程度の任用職員を採用するということになると、結構大きな幅での人件費がかかるのではないかと思うのですが、この2つを比べた場合、どの程度の増になるのか、お伺いしたいと思います。また、この増加が大幅になった場合、財政の硬直化というのが大分進んでくるのではないかと思うのですが、そうなった場合に町民の要望に応えられるのかどうか、非常にその辺を心配しておりますが、その辺についてはどういうふうに考えているのか。

また、職員数についてですけれども、今回、来年度は同程度ということでしたけれども、それ以降、町としての方針としては、人数はどういうふうにしていくという方針なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

あとは、県の方針が示されていない状況で流動的であるということでしたが、何についてが流動的なのか、その件もお聞きしたいと思います。

また、この制度について国、県から制度改正のための財政面の支援はあるのかどうか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 最初の再質問ですが、適正な運用ということですが、特別職・非常勤職員それから臨時的任用職員ということですが、今まで嘱託とか特別職とかいろいろ名目があったんですが、それを特別職として監査委員、教育委員、選挙管理委員会委員、それから学校医、産業医とか、そういう明確にどの方が特別職・非常職になりますということを制定いたしました。それと、臨時的任用職員につきましても、正職員で欠員が出た場合、本当に短期間で働いていただくという方を臨時的任用職員というふうにするということによって打ち出されております。

それから、期末手当の件でございますが、こちらにつきましては、期末手当は支払うことになります。ただ、流動的というお話なんです、こちらのほう、まだ条例等作成しておりません、私どものほうでこれからの勤務時間について検討して参ります。実を申しますと、1日、勤務時間が7時間45分ですが、こちらをフルタイムとしますと、もっと短い時間、パートタイムになるんですが、7時間45分に満たない時間で働いていただければ、期末手当だけで支払いは構わないということになっておりまして、フルタイムで働きますと退職金とかその他の手当もお支払いするようになります。

それから、3番目の来年度も同程度数の職員数で大幅な増減はないのかということですが、今申し上げましたように、フルタイムではなくパートタイムで働いていただいて、大体そん

なに増額がでないような時間帯をこれから計算していきたいというふうに思っております。ということで、大幅な増額がないような勤務体制をこれからつくっていきたいということでございます。

人員につきましては、平成30年度は110名ほど臨時職員さんおりましたが、今年度は85名になっております。来年度も、各課のヒアリングをやった結果、同程度は必要ということですので、その程度の人数を予定してございます。

それから、県の方針ということですが、説明会等があるんですが、まだ県のほうでも何時間で働いてほしいとか、手当とかそういったものを詳しく説明はなされていないものですから、県のほうも、そしてまだ条例のほうは作成していない状態でございます。なので、県のほうの条例ができ上がって、近隣の市町村のほうとも調査をしまして、それで条例を作成したいと考えております。これに対する支援のほうは、お金に対する支援はない状況でございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) 今年度、来年度は、今の臨時職員と大体同程度ということで85名ぐらいということだと思います。そのところで、ヒアリングで金額が決まるとは思うのですが、どの程度まで増は一応頭の中で考えているのか、お聞きしたいと思います。

それと、もう今月6月で、来年の4月からこれは始まるわけなので、県のほうからの条例とかそういうものが来ないとできないと思うんですけど、大体さかのぼって、県のほうからの話がいつごろまでに来てもらわないと困るとか、そういうふうなことはどういうふう考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 増額の件でございますが、こちらにつきましては、はっきりとした金額はまだ打ち出せない状況であります。平成30年度の人件費程度にはしたいとは思っております。ただ、これからのことなので、私としてはそう考えているということでございます。

それから、県のほうの条例の件ですけれども、遅くても、年内には私どものほうでも条例を議会のほうで議決、承認していただかないと、来年度の採用のための募集が12月末か1月ごろから始まりますので、それまでには条例のほうは作成したいんですが、それにあわせては県のほうでもっと早く出していただかなくちゃいけないので、私のほうも県のほう催促していきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) 今回85名になったということで、少しずつ減っているというか、減らしているんだなというのは何となくいろんなところでわかってはいたんですけど、正直言いまして、いくつか、もしかしたらこれは人数が減ったためかなと思われる、やはりちょっと事業についての不備とかそういうのが見えるときがあるもんですから、やはりそういうことが起きてしまうと、やっぱり人数のバランスというのが、もうちょっと考えなくちゃならなくなるのかなと思いますので。とにかく、人数と費用、これのやっぱりバランスを上手にとって、この制度を施行してもらいたいなと思っております。

それでも、やっぱりちょっと人数的に不足かなと思うようなことがもし出てくるようなことがあった場合にどうするかという想定は、やはりこれからも必要なかなと思いますので、やっぱりあらゆる可能性といいますか、やり方を考えておくというのが必要なのではないかなと思われませんが、その点についてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 議員さんのおっしゃるとおりだと思います。私どものほうも、職員というか、臨時さんの数が減って仕事のほうの不備が出てきては困りますので、おっしゃるとおり考えながらやっていきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 15番影山初吉君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○15番(影山初吉君) さきに通告しております1件について質問いたします。

任期満了に伴う9月の町長選挙について。

3月定例会でも同じ質問がありましたが、任期がまだ半年余りあるため、残りの期間中精いっぱい努めたいとの答弁でした。町民の皆さんの関心度も高く、去就が注目されております。間近に迫った選挙に対して、どのように臨むのか、お考えをお聞かせください。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長

9月の改選期についてのおただしであります。

後援会の皆さん方と相談をして結論を出していきたいと、そう思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番(影山初吉君) 後援会と相談して結論を出したいと、よくわかりました。

その中で、いつごろ結論が出されるのか、お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 まだいつごろとははっきり言える状況ではありませんけれども、今月いっぱいぐらいには結論を出したいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

……………・散 会 宣 言 ・……………

○議長 これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、散会といたします。ご苦労様でした。

(午後1時34分)

令和元年6月7日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 陰 山 丈 夫
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 佐久間 孝夫 書記 影山 寛子

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	影 山 明 男	企 画 政 策 課 長	宮 本 久 功
税 務 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐 久 間 美 代 子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
建 設 課 長	新 野 恭 朗		
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

農 業 委 員 会 会 長	松 崎 正 夫
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和元年6月7日（金曜日） 午後2時11分開会

第1 付託議案の委員長報告

第2 議案の審議

議案第62号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第63号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第64号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 6 5 号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 6 号 三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 7 号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 8 号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議案第 6 9 号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 0 号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 1 号 令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後 2 時 1 1 分）

○議長 ご苦労様です。開会に先立ち、傍聴者の皆様へ申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いいたします。

また、今定例会から、会議の様子を録音・撮影される場合の許可が必要なくなりましたが、会議の進行の妨げにならないようご協力をお願いいたします。それでは、脱衣を許します。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第 1 により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が、本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は 5 月 3 1 日に日程設定を行い、6 月 3 日、6 日及び 7 日の 4 日間、第 1 委員会室において開会し、6 月 3 日には現地調査も行いました。

議案第 6 2 号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第 6 3 号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

以上 2 案について、税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第 6 4 号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 6 9 号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が、本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は 5 月 3 1 日に日程設定を行い、6 月 3 日、4 日、6 日及び 7 日の 5 日間、第 4 委員会室において開会し、6 月 3 日には現地調査も行いました。

議案第 6 9 号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について

産業課長及び建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が、本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は5月31日に日程設定を行い、6月3日、4日、6日及び7日の5日間、第3委員会室において開会し、6月4日には現地調査も行いました。

議案第65号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第71号 令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

以上4案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号 三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号 令和元年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

保健福祉課長、教育次長、住民課長、生涯学習課長及び子育て支援課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第2により、議案の審議を行います。

議案第62号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第63号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。
議案第64号「三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありますか。
(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これより、議案第64号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
議案第65号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題
といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありますか。
(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これより、議案第65号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
議案第66号「三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありますか。
(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これより、議案第66号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第67号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第68号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案は、適任ということで、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、加藤康子氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、適任という意見を付することに決定いたしました。

議案第69号「令和元年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第70号「令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第70号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第71号「令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第71号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま、総務・経済建設・文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査・調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査・調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査・調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、三春町町立学校再編等調査・三春町議会広報広聴各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査・調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査・調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査・調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に提出された議案は、全て終了いたしました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

鈴木町長。

○町長 6月定例会、議員の皆さん方には精力的に議案審査をしていただき、全議案可決をしていただきまして、誠にありがとうございます。

いよいよ真夏を迎えます。今年の夏も暑さが厳しいと思います。どうかくれぐれも、健康に留意の上のご活躍を祈念をいたしまして、あいさつにいたします。ご苦労様でした。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、令和元年三春町議会6月定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

(閉会 午後2時27分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年6月7日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐藤 弘

署名議員 松村 妙子

署名議員 山崎 ふじ子

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 62 号	専決処分につき議会の承認を求めることについて	全 員	承 認
議案第 63 号	専決処分につき議会の承認を求めることについて	全 員	承 認
議案第 64 号	三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 65 号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 66 号	三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 67 号	三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 68 号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	適 任
議案第 69 号	令和元年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 70 号	令和元年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 71 号	令和元年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決